

議案第11号

富士見市立みずほ学園条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立みずほ学園条例（平成13年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、富士見市立みずほ学園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立みずほ学園条例の一部を改正する条例

富士見市立みずほ学園条例（平成13年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。